

社会福祉法人 久御山町社会福祉協議会

令和 7 年度 事業計画

【 基本方針 】

わが国の人口構成は、団塊世代が全員 75 歳以上となり、日本の高齢化が顕在化する節目を迎えました。足元に火が付いたこの 2025 年問題では、団塊世代の子ども世代である団塊ジュニアが仕事と介護の両立を迫られることも懸念されています。折しも人口減少社会の労働力不足に拍車がかかる構造的な課題が表面化する恐れがあります。

このような状況の中、昨年元旦に発生した能登半島地震、それに続く線状降水帯による豪雨災害では甚大な被害が発生しましたが、住民同士が助け合う様子からは、地域で築かれた絆が感じられました。

地域の担い手は今後ますます減少していくと考えられますが、住民が地域とつながりを持ちながら暮らし、被災時など共助が必要されるときに住民が少しずつでも手を差し伸べてもらえれば、地域を守ることができると期待されます。

社会福祉協議会では、引き続き地域の絆のつなぎ直しに取り組むとともに、住民に寄り添いながら、相談したいときに頼りにされるよう組織の強化に努めます。

【 重点事業 】

1. 表面化していない様々な課題にも関わりを持ち、誰もが自分が望んだ暮らしを送ることができる地域づくりに取り組む。
2. 相談者に寄り添い、生活福祉資金貸付や特例貸付フォローアップ相談・支援を適切に行う。
3. 業務に見合った職員の質と量の確保など適正な職員配置を行う。

【 事業活動計画 】

1 社協職員体制の整備

- ①業務に見合った職員の質と量の確保など適正な職員配置を行う。
- ②円滑な法人運営のため業務管理体制を強化する。

2 社会福祉協議会組織の強化に向けた取り組み

- ①経営の透明化及び健全化に努める。
- ②財源確保のため社協会員の拡大に努めるとともに、新たな収益の検討を行う。
- ③地域福祉活動計画の見直しを行い、策定時以降に顕在化した課題等を計画上に反映する。
- ④介護保険や障害福祉サービスを必要とする住民に選ばれる事業所となるように努め、持続可能な経営をめざす。
- ⑤表面化していない様々な課題にも関わりを持ち、誰もが自分が望んだ暮らしを送ることができる地域づくりに取り組む。

3 各専門委員会の事業の推進

- ①企画広報委員会では親しみやすい機関紙の発行に努め、ホームページの充実に取り組む。
- ②高齢・障害福祉委員会では高齢者世帯交流会や終い支度セミナーなどを開催して高齢者を支援するとともに、ハンディーズプラザを開催して障害者の支援を行う。
- ③母子父子・児童福祉委員会では子育てサロンを開催するほか、ひとり親世帯への支援に努める。

4 みまもりあいプロジェクト啓発事業の実施

- ①高齢者や子ども等の行方不明事案を防ぐため、地域住民や関係者に向けた啓発を図る。
- ②スマートフォン見守りアプリを活用した実践的な周知を行う。
- ③行方不明事案発生時に速やかにスマートフォン見守りアプリを活用した対応を図る。

5 久御山絆見守りネットワーク事業の推進

- ①関係者と多様に連携するネットワークを横断的に広げ、早期対応、解決に努める。
- ②地域住民が主体的に見守り、支え合う活動を進める研修会を開催する。
- ③見守り協力事業所、お店情報紙協力事業所等の情報発信を行う。
- ④情報紙の配布を通じ、地域住民の定期的な見守りを行う。
- ⑤表面化していない地域課題の把握、相談や支援に努める。

6 生活支援体制整備事業の受託

- ①生活支援コーディネーターが地域に入り、生活支援体制の充実を図る。
- ②関係者と連携し、地域課題をともに考える体制をつくる。
- ③住民主体などをテーマに研修会を開催し、地域活動の推進を図る。
- ④新たな地域活動を掘り起こし、伴走支援を行う。
- ⑤「まちのお助け隊養成講座」修了者に対し、地域活動につながる支援を行う。

7 ボランティア活動の振興

- ①ボランティアバンク運営委員会では、情報紙の発行など広報周知を行う。
- ②ボランティア活動登録者、団体の資質向上を図る。
- ③ボランティア団体等に助成を行い活動の支援を行う。
- ④地域住民対象の講座を開催しボランティアの理解を深める
- ⑤近隣地域と連携した広域のボランティア交流を行う。

8 共同募金等運動の推進

- ①共同募金活動の広報周知を行い、新たな募金の輪を広げる。
- ②配分金を有効に活用し、地域の福祉活動に役立てる。
- ③公募型助成制度を実施し、新たな連携と協働を図る。

9 青少年・一般住民の福祉教育活動の推進

- ①福祉推進校の取組を支援するほか、青少年のボランティア活動の推進を図る。
- ②地域住民を対象に研修会等を開催し、生涯学習としての福祉への理解を深める。

10 住民参加の地域福祉推進事業

- ①様々な福祉関係者との協働を目的に、ふれあい福祉まつりを開催する。
- ②地域福祉会と連携を図り、いきいきサロン、ふれあいサロン、誰でもサロンの支援を行う。
- ③地域福祉会未設置自治会に働きかけ、活動に向けた啓発を図る。
- ④ほっとハウス「チエさん」を活用した居場所づくりなど、活躍場所づくりを行う。

11 認知症総合支援事業の実施

- ①みまもりあいプロジェクトを活用した見守りを実施する。
- ②認知症当事者カフェを運営するほか、ボランティアによる認知症予防カフェの支援を行う。

12 福祉サービス利用援助事業の実施・運営

- ①権利擁護に関する相談窓口を開設する。
- ②生活支援員の研修を実施し、資質向上を図る。
- ③判断に不安のある人の権利を守るため、契約行為などの支援を行う。
- ④必要に応じて成年後見制度に移行する調整を図る。

13 ささえ愛サービス（住民参加型在宅福祉活動事業）の推進

- ①協力会員による家事援助や身体介助サービスを実施する。
- ②協力会員による移送サービスを実施する。
- ③協力会員の資質向上を図るとともに、増員をめざす。

14 買い物送迎サービスの継続的な運行と拡充

- ①公共交通機関の利用が難しい高齢者を商業施設に送迎するサービスを行う。
- ②運行回数や便数の拡充に向けた必要な検討を行う。

15 相談・貸付事業

- ①相談者に寄り添い、生活福祉資金貸付や特例貸付フォローアップ相談・支援を適切に行う。
- ②福祉や暮らしに関する総合的な相談や弁護士や司法書士など専門的な相談の窓口を開設する。

16 災害に向けての地域のネットワークづくり

- ①災害ボランティアセンター運営委員会では、関係者と連携して訓練等を行う。
- ②災害ボランティア事前登録制度の周知を図る。
- ③災害時に向けた備品等を整備し発災時に備える。
- ④災害ボランティアセンターへの理解を深める啓発を図る。

17 研修

- ①役職員及び各委員会委員を対象に必要な研修を実施する。
- ②職員の資質向上を目的に計画的な職員研修を実施する。
- ③町内福祉関係者を対象とした研修会を開催し、地域福祉の向上を図る。

18 デイサービス事業の推進

- ①通所介護事業を行い、利用者のニーズに合わせたサービスの充実を図る。
- ②身体障害者デイサービス事業を行う（町受託事業）。
- ③年間行事やレクリエーション活動、家族との連携に取り組み、利用者満足の向上に努める。

19 ホームヘルプ事業の推進

- ①訪問介護事業を行い、利用者のニーズに合わせたサービスの充実を図る。
- ②障害(児)者のホームヘルプを行い、利用者のニーズに合わせたサービスの充実を図る。
- ③障害のある人の外出支援のための移動支援事業を行う。
- ④低額な実費負担の通院介助サービスを行う。
- ⑤ホームヘルパーの資質向上を図るとともに、増員をめざす。

20 居宅介護支援事業の推進

- ①居宅介護支援事業を行い、利用者の自立支援、家族の生活の質の向上を図る。
- ②ケアマネジャーの資質向上を図るとともに、町内事業所と連携して事例検討会を行う。
- ③介護支援専門員実務研修の実習に協力し、実習生を受け入れる。

